八王子市
HACHIOJI CITY

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

ニュースリリース　令和８年（２０２６年）８月１８日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等について、下記のとおり公表します。

記

１　発令日

令和８年(２０２６年)８月１８日（火）

２　事故の概要

令和８年（２０２６年）７月７日（火)、総合政策部公文書法制課に対して、本市職員が飲酒運転をしている旨の内部通報があり、同課が同職員に事実確認を行った結果、令和８年（２０２６年）６月２９日（月)、勤務終了後に訪れた飲食店において飲酒した後、自家用バイクを運転して帰宅した事実を認めたもの。

また、同職員は、令和８年（２０２６年）７月８日（水）にも自家用バイクで同じ飲食店を訪れ、飲酒していたところ、通報を受けて臨場した警察官から指導を受け、自家用バイクを同店に置いて帰宅したことも確認されている。

３　事故者等

事故者	処分内容	発令者
課長　５０代　男性	懲戒免職	八王子市長

事故者の処分に加え、管理監督責任として、同日付で所属部長に対して厳重注意を行いました。

次ページあり

＜問合せ＞　総務部職員課長　逸見　　電話０４２-６２０-７２０３

４　処分理由

飲酒後に自家用バイクを運転した行為は、道路交通法第６５条が禁止する酒気を帯びた状態での運転に該当する行為であるとともに、管理職として服務規律の確保及び法令遵守を率先垂範する立場にありながら、市政に対する市民の信頼を著しく損ない、また公務員の職全体の不名誉ともなる行為であって、地方公務員法第３３条（信用失墜行為の禁止）に違反するため。

５　再発防止策

市では再発防止策として、全職員への通知や研修を通じて、公務員としての自覚を促し、服務規律の確保や再発防止を徹底していきます。

６　その他

当該事案については、既に所轄警察署に情報提供を行っており、今後の対応について相談しています。

【市長コメント】

飲酒運転は、一瞬にして尊い命や平穏な日常を奪う事故につながる重大な犯罪であるにもかかわらず、この度、八王子市の課長級職員が飲酒運転により懲戒免職処分となったことは、公務員として絶対にあってはならない、あるまじき不祥事です。市民の皆様の信頼を著しく失墜させたことに対し、深くお詫びを申し上げます。

八王子市政を預かる市長として、このような重大な事態を厳粛に受け止めております。市長就任以降、職員の綱紀保持と倫理観ある行動の徹底に努めて参りましたが、その指導が不十分であったことを痛感しております。

今後、信頼回復に向けて、飲酒運転の根絶はもとより、全職員に対して服務規律の遵守をより一層徹底し、再発防止に全力で取り組んで参ります。